

# 滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画

平成18年3月

滋 賀 県

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の体制と経過	1
3. 計画の期間	2

## 第2章 ひとり親家庭等の動向

1. ひとり親家庭等の数	3
2. ひとり親家庭等になった原因	3
3. 就業状況	4
4. 収入状況	5

## 第3章 計画の基本目標

## 第4章 取り組む施策内容

### 基本目標1：子育て支援と生活の場の整備

① 子育て支援の充実	8
② 生活の場の整備	12

### 基本目標2：就業支援および経済的支援の推進

① 就業支援	14
② 経済的支援	18

### 基本目標3：相談・支援体制および情報提供の充実

① 相談・支援体制の充実	20
② 情報提供の充実	22

## 第5章 計画の推進

## 計画策定の経過

## 主な相談機関

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

平成14年11月に母子及び寡婦福祉法が改正され、母子家庭等に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった生活の安定と向上のための取り組みに関する基本方針を国が策定し、県はこの基本方針に即して自立促進計画を策定することとされています。

滋賀県は、同法の第12条に基づき、母子家庭、父子家庭および寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の家庭生活、職業生活の動向、生活の安定と向上のために講じようとする基本事項や具体的措置に関して「滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しようとするものです。

## 2. 計画策定の体制と経過

### (1) 計画策定検討委員会の設置

学識経験者、母子福祉団体、経済団体関係者および行政関係者などで構成する「滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会」を設置し、幅広い意見を取り入れた計画を策定することとしました。

### (2) 関係団体からの意見聴取

県内5ブロックの母子福祉推進員協議会や家庭相談員連絡協議会からの意見聴取を行いました。

### (3) 実態調査の実施

計画策定にあたって、ひとり親家庭等の現状および課題を把握するため、「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」（以下「実態調査」という。）を、平成17年6月に実施しました。

[調査方法] 無作為抽出による無記名調査

\* アンケート配布数

母子家庭	1,846世帯（有効回答件数 777：回収率42.1%）
父子家庭	744世帯（有効回答件数 297：回収率39.9%）
ひとり暮らし寡婦	693世帯（有効回答件数 264：回収率38.1%）

#### (4) 県民政策コメント<sup>(注1)</sup>

計画策定にあたり、県民の意見を聴き、参考とするため、県民政策コメントを実施しました。(平成17年12月16日～平成18年1月16日)

##### 注1 県民政策コメント

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続。

### 3. 計画の期間

この計画の運営期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。

#### 【用語説明】

この計画で使用している主な用語の定義は次のとおりです。ただし、事業の名称はこれと異なる場合があります。

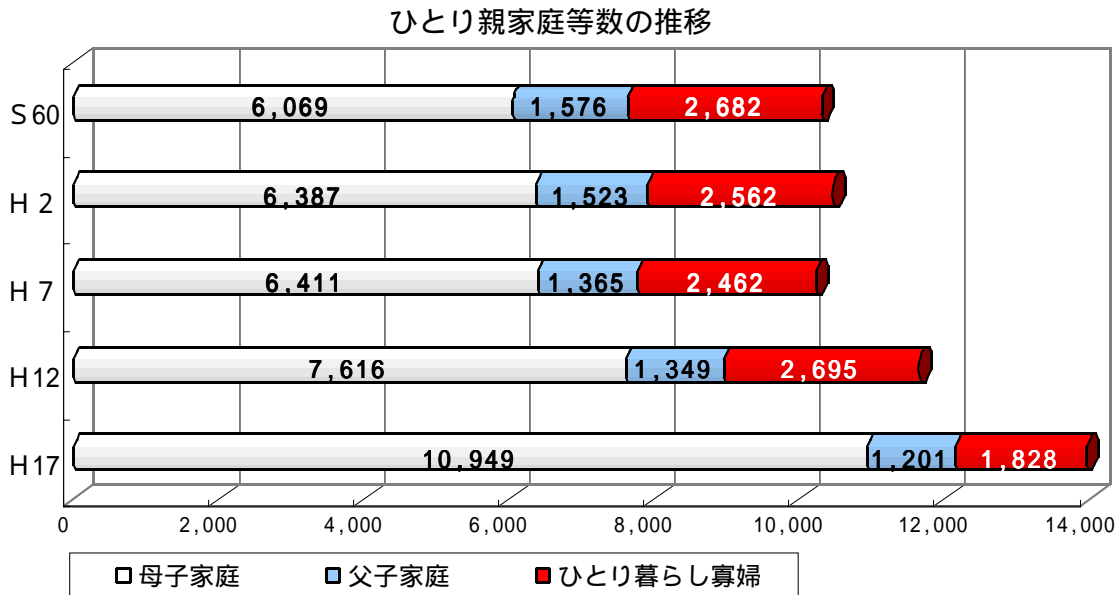
- \* 母子家庭-----死別・離婚等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
- \* 父子家庭-----死別・離婚等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
- \* 寡婦-----配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
- \* ひとり親家庭-----母子家庭および父子家庭
- \* ひとり親家庭等----母子家庭、父子家庭および寡婦

# 第2章 ひとり親家庭等の動向

※実態調査より

## 1. ひとり親家庭等の数

平成17年3月の本県のひとり親家庭等の状況については、母子家庭数は10,949世帯、父子家庭は1,201世帯、ひとり暮らし寡婦世帯は1,828世帯で、母子家庭が急増しています。



## 2. ひとり親家庭等になった原因

母子家庭および父子家庭は、生別によるものが増え、そのうち離婚によるものが増加しています。

区分	原因	平成12年度	平成17年度
母子家庭	死別	17.3%	13.7%
	生別 (内、離婚)	82.7% (74.0%)	86.3% (80.9%)
父子家庭	死別	33.7%	28.0%
	生別 (内、離婚)	66.3% (60.3%)	72.0% (69.9%)
ひとり暮らし寡婦	死別	52.4%	53.0%
	生別 (内、離婚)	47.6% (39.0%)	47.0% (43.1%)

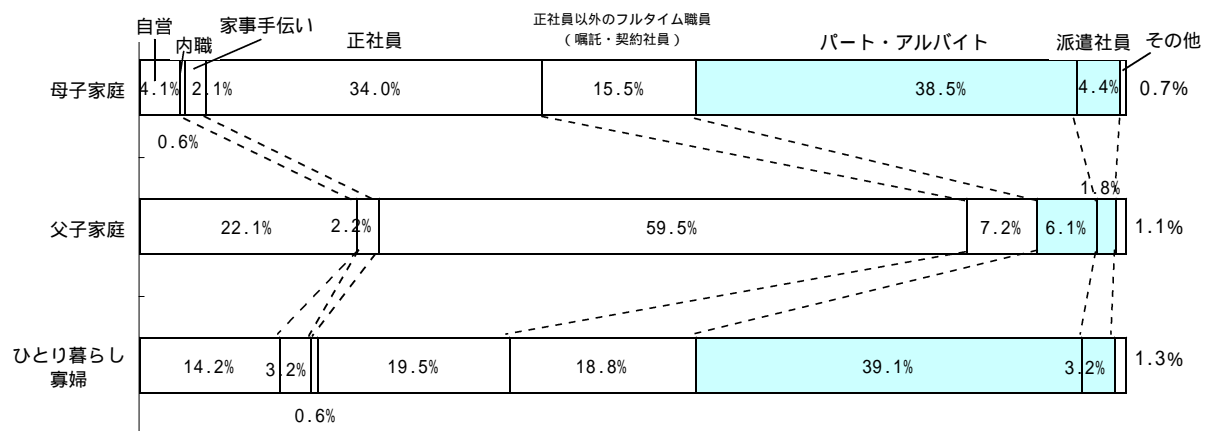
### 3. 就 業 状 況

母子家庭の母の90.6%は就業しており、就業形態はパート・アルバイトが最も多くなっています。

父子家庭の父の94.0%は就業しており、就業形態は正社員が最も多くなっています。  
ひとり暮らし寡婦の57.5%は就業しており、就業形態は母子家庭と同様、パート・アルバイトが最も多くなっています。

区分	無職者	就業者	自営	内職	家事手伝い	正社員	正社員以外のフルタイム職員 (嘱託職員・契約社員)	パート アルバイト	派遣社員	その他
母子家庭	9.4%	90.6%	4.1%	0.6%	2.1%	34.0%	15.5%	38.5%	4.4%	0.7%
父子家庭	6.0%	94.0%	22.1%	-	2.2%	59.5%	7.2%	6.1%	1.8%	1.1%
ひとり暮らし寡婦	42.5%	57.5%	14.2%	3.2%	0.6%	19.5%	18.8%	39.1%	3.2%	1.3%

#### 【就 業 形 態】

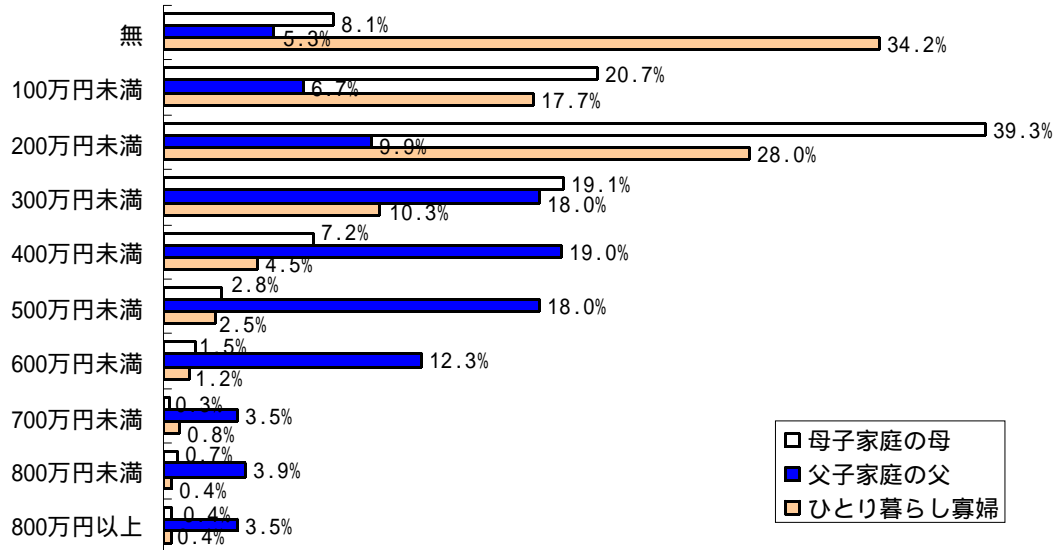


## 4. 収入状況

母子家庭の母の勤労収入は183万円、世帯の年間収入は平均279万円となっています。

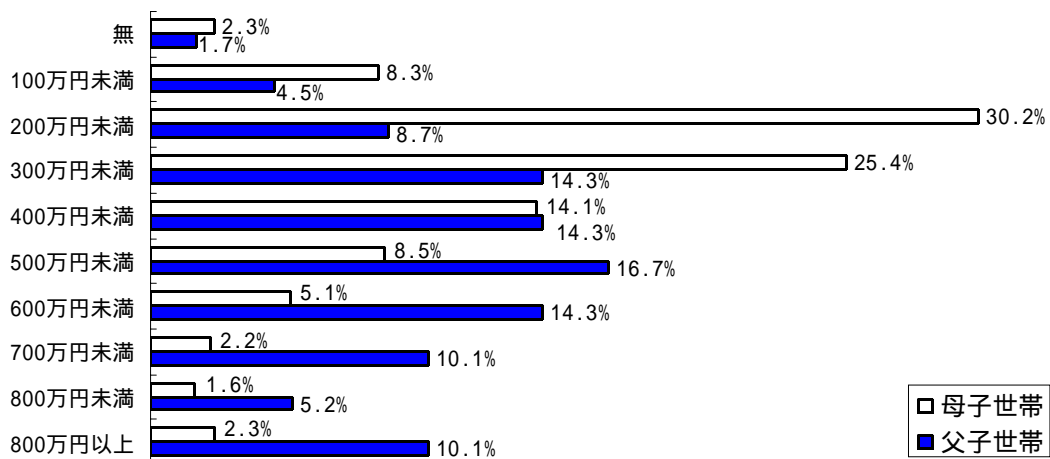
また、父子家庭の父の勤労収入は339万円、世帯の年間収入は平均448万円という状況にあります。

### 【勤労収入】



\* 参考：全国の一般世帯の勤労収入 410万円（厚生労働省「毎月勤労統計調査」より）

### 【世帯の年間収入】



\* 参考：全国の一般世帯の世帯収入 589万円（厚生労働省「国民生活基礎調査」より）

## 第3章 計画の基本目標

### 1. 子育て支援と生活の場の整備

市町と連携して、保育サービスの提供や公営住宅の優遇入居等の支援を推進するなど、子育てと生計の担い手という二重の役割を担うひとり親家庭が、安心して子育てや生活・仕事ができるための支援を推進します。

### 2. 就業支援および経済的支援の推進

一人ひとりの状況に応じた就業情報の提供、職業あつせん、能力開発の支援を推進するとともに、就業機会を創出するため、企業・団体において母子家庭の母の雇用が促進されるよう要請するなど、母子家庭および寡婦に対する就業支援を推進します。

また、生活の安定と自立を可能にするための経済的支援策として、児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成、母子寡婦福祉資金の貸付を行います。

### 3. 相談・支援体制および情報提供の充実

ひとり親家庭等が子育てをはじめ、生活面や就業面等に関する様々な悩みについて相談を受け、適切なアドバイスや支援を行うため、ニーズに対応した施策の情報提供を充実します。

基本目標1：子育て支援と生活の場の整備

【基本事項】

【支援策】

子育て支援の充実

保育サービスの充実  
放課後児童クラブの充実  
日常生活への支援  
ホームフレンドの派遣

生活の場の整備

民間賃貸住宅への入居  
公営住宅への入居

基本目標2：就業支援および経済的支援の推進

就業支援

母子家庭等就業・自立支援センターの活用  
ハローワークと連携した就業支援  
能力開発への支援  
企業・団体等における雇用の促進

経済的支援

児童扶養手当の給付  
福祉医療費の助成  
母子家庭等児童奨学金  
母子寡婦福祉資金の貸付  
養育費の確保

基本目標3：相談・支援体制および情報提供の充実

相談・支援体制の充実

母子自立支援員・母子福祉推進員の活動  
母子福祉団体との協働  
法律相談

情報提供の充実

広報活動

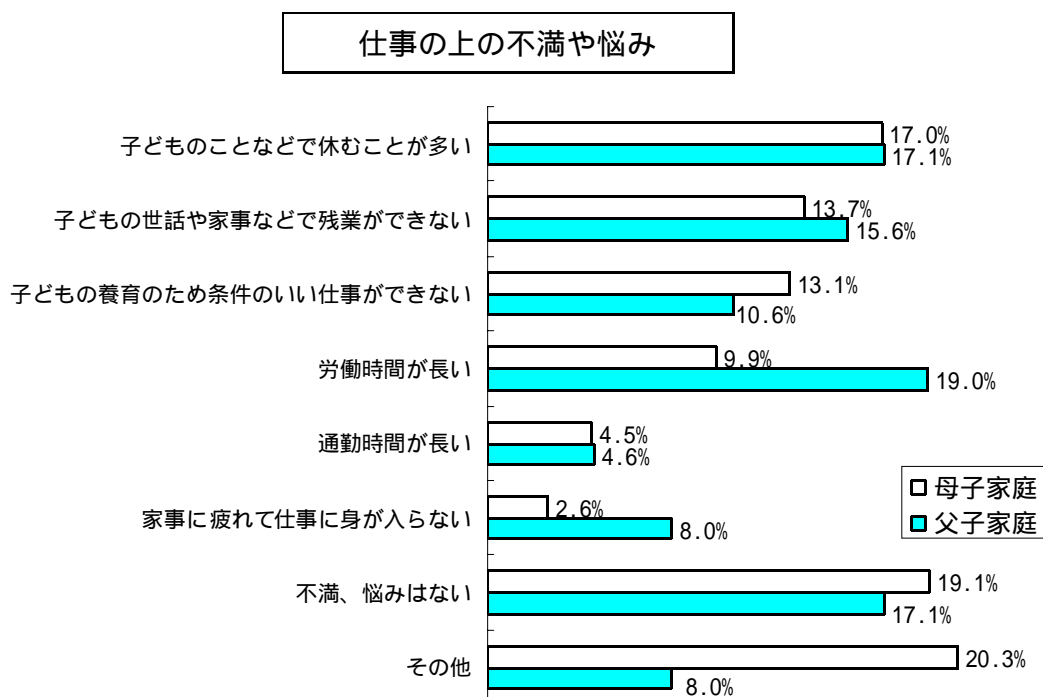
# 第4章 取り組む施策内容

## 基本目標 1：子育て支援と生活の場の整備

### 1 子育て支援の充実

#### [現状と課題]

- 実態調査によると、仕事上での不満や悩みでは、子どものことで、休むことや残業ができないとしているのが、母子家庭では30.7%、父子家庭では32.7%を占めています。  
また、午後6時以前の帰宅が母子家庭では37.5%、父子家庭では16.5%と、放課後に子どもの世話をできる親は少ない状況にあります。
- ◇ 保育所では、ひとり親家庭の優先入所は全市町で実施されていますが、放課後児童クラブの優先入所を規定しているのは、29市町のうち8市町で少ないという意見があります。  
↓
- ◎ ひとり親が安心して就業するためには、保育サービスや放課後児童クラブの充実を図る必要があります。

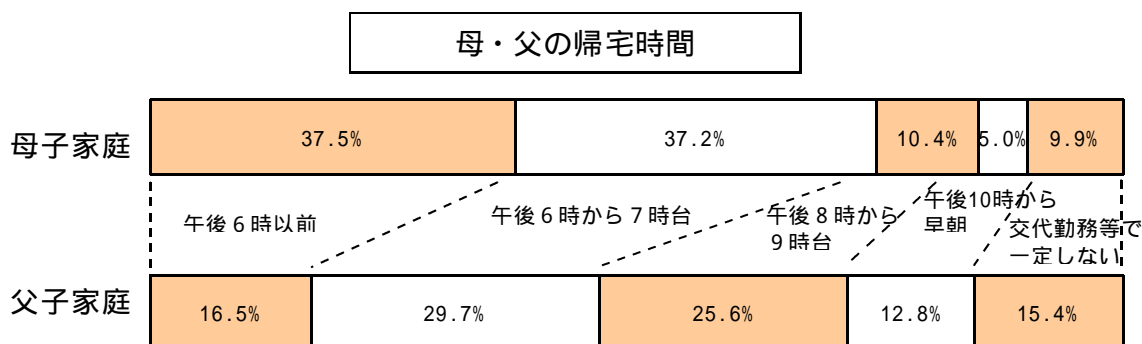


## [支 援 策]

取組項目	内 容	対 象																
保育サービスの充実	<p>既に、各市町で実施されているひとり親家庭の優先入所と併せて、待機児童(注2)の解消や延長保育実施保育所の拡大など、市町と協働して保育サービスの充実に取組みます。</p> <p><b>保育児童数</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H17年度</td> <td></td> <td>H21年度</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>24,213人</td> <td>→</td> <td>26,514人</td> </tr> </table> <p><b>延長保育実施保育所数</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H17年度</td> <td></td> <td>H21年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>154ヶ所</td> <td>→</td> <td>197ヶ所</td> </tr> </table>		H17年度		H21年度	定 員	24,213人	→	26,514人		H17年度		H21年度		154ヶ所	→	197ヶ所	母子家庭 父子家庭
	H17年度		H21年度															
定 員	24,213人	→	26,514人															
	H17年度		H21年度															
	154ヶ所	→	197ヶ所															
放課後児童クラブの充実	<p>小学校児童の放課後の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立を目的とした放課後児童クラブの拡充や、ひとり親家庭児童の優先的利用など、放課後児童クラブが、ひとり親家庭にとって利用しやすくなるよう市町に働きかけます。</p> <p><b>放課後児童クラブ数</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H17年度</td> <td></td> <td>H21年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>162ヶ所</td> <td>→</td> <td>206ヶ所</td> </tr> </table>		H17年度		H21年度		162ヶ所	→	206ヶ所	母子家庭 父子家庭								
	H17年度		H21年度															
	162ヶ所	→	206ヶ所															

## 注2 待機児童

保育所の入所要件に該当し、入所申込みを市町へ提出しているが、定員などの関係から入所できず待機している児童



**[現状と課題]**

○ 実態調査によると、求職上の問題点で、育児の支援がなかったとしているのが、父子家庭では18.6%、母子家庭では8.3%を占めています。

また、親と子どもみの世帯が、母子家庭では53.5%、父子家庭では36.7%という状況にあり、これらのひとり親家庭の親やひとり暮らし寡婦が病気にかかった場合などは、家事や育児に支障を生じます。



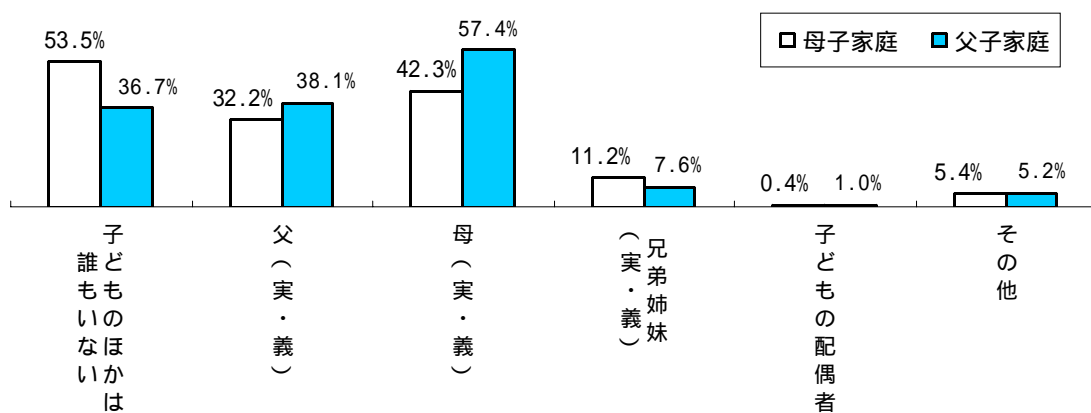
◎ 就職活動や病気、仕事の都合による一時的な家事、育児などの支援を充実する必要があります。

○ 実態調査によると、身近な相談相手が欲しいと思うがいないとしている方は、母子家庭は7.0%、ひとり暮らし寡婦は5.5%で、特に、父子家庭は13.6%で前回の調査に比べ増加しています。



◎ ひとり親家庭の子どもたちにとって、親との離死別は、精神的に大きな影響を与えます。このため、心のバランスを崩し、不安定な状況にあるひとり親家庭の子どもには、心の支援をしていく必要があります。

**家族構成**

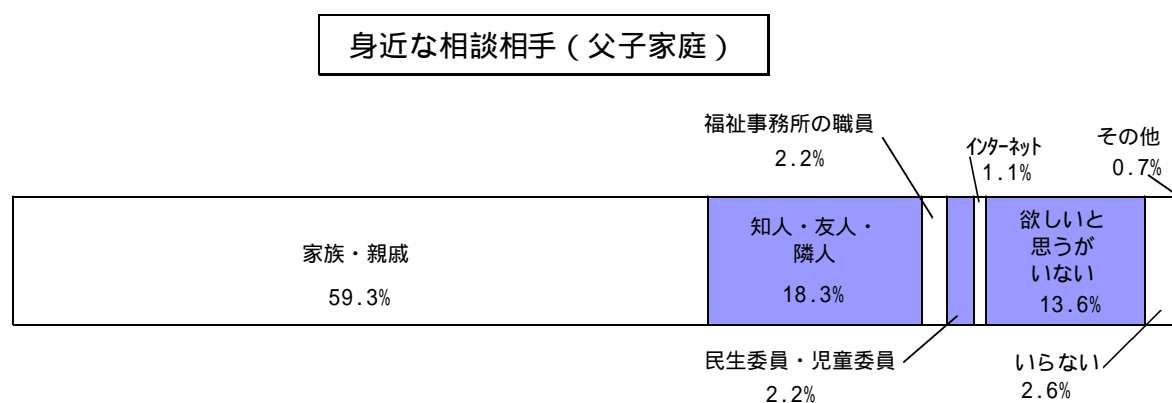


## [支 援 策]

取組項目	内 容	対 象								
日常生活への支援	<p>就職活動や病気、仕事の都合などにより、一時的に子育てや家事の支援を必要としているひとり親家庭等に家庭生活支援員(注3)を派遣します。</p> <p>また、ひとり親家庭等が必要とするときに、必要な支援が受けられるよう、家庭生活支援員の登録に努めます。</p> <p><b>家庭生活支援員登録者数</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H17年度</td> <td></td> <td>H21年度</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>44人</td> <td>→</td> <td>120人</td> </tr> </table>		H17年度		H21年度	登録者数	44人	→	120人	母子家庭 父子家庭 寡 婦
	H17年度		H21年度							
登録者数	44人	→	120人							
ホームフレンドの派遣	不安定な状況にあるひとり親家庭の子どもが、気軽に相談し、心の支えとなることができる大学生等（ホームフレンド）を派遣します。	母子家庭 父子家庭								

## 注3 家庭生活支援員

ひとり親家庭等が技能習得や就職活動、病気や冠婚葬祭等のため、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合、家事や子育て等の生活支援を行う者。



## 2 生活の場の整備

### 【現状と課題】

○ 実態調査によると、父子家庭およびひとり暮らし寡婦の持家率は高いですが、母子家庭は、民間の借家・アパートに居住する割合は21.7%、県・市町営住宅に居住する割合は10.4%と、賃貸住宅に居住する割合が高い状況にあります。

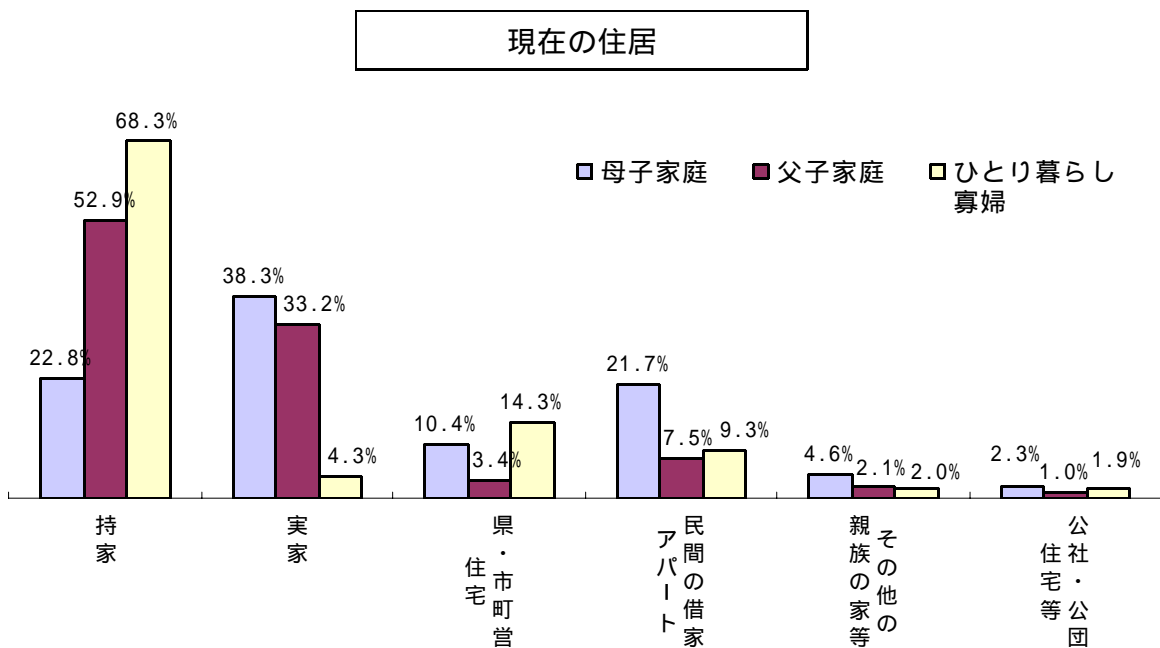
また、母子家庭が賃貸住宅探しでは次のことに困っています。

- ① 県、市町営住宅になかなか入れなかった 36.8%
- ② 保証金(敷金等)などの一時金が確保できなかった 19.7%
- ③ 母子家庭であることを理由に断られた 16.2%
- ④ 連帯保証人が見つからなかった 11.0%

◇ 公営住宅については、優遇措置を講じているものもありますが、申込者が多いことから希望どおりに入居できない状況という意見があります。



◎ 生活の基盤である住宅確保のための支援を充実する必要があります。



**[支 援 策]**

取組項目	内 容	対 象
<b>民間賃貸住宅への入居</b>	母子家庭が、民間賃貸住宅に入居しやすくなるよう方策を検討します。	母子家庭
<b>公営住宅への入居</b>	<p>○ 県営住宅は、平成16年2月に条例を改正し、ひとり親家庭の優先倍率(注4)を設けたところです。</p> <p>平成18年4月より、県営住宅の空き情報等を母子家庭等就業・自立支援センターに提供します。</p> <p>○ 住居に困窮しているひとり親家庭が、市町営住宅に入居しやすくなるよう、制度の見直しについて各市町に働きかけます。</p>	母子家庭 父子家庭

**注4 優先倍率**

申込者が募集戸数を上回り、公開抽選となった場合、ひとり親世帯（配偶者のない者で、18歳未満の子を扶養しているもの）については、抽選番号を2つもらうことができる。

## 基本目標 2：就業支援および経済的支援の推進

### 1 就業支援

#### [現状と課題]

- 実態調査によると、母子家庭の母の就労形態は、パートやアルバイトといった形態が4割を占め、1年間の勤労収入は183万円で、一般世帯（410万円）に比べ低い状況にあります。
  - ◇ 最近の雇用環境の厳しい状況等により、希望にそった就業は容易ではありませんが、より良い就業に就くためには、何よりも、経済的自立に向けての意識を高めてもらうことが必要という意見があります。
  - ◇ より良い就業に就くためには、新たな資格や技能を習得することが有利ですが、そのための経費や生活費の確保に大きな困難を伴うという意見があります。
- ↓
- ◎ 就業のための相談や情報提供の充実と、能力開発への支援が必要です。

#### 注5 母子家庭等就業・自立支援センター

- 就業相談 求人情報の提供や就労相談 平日 10:00~15:00
- 就業支援講習会  
資格取得のための講習会を開催 [平成17年度 訪問介護員（ホームヘルパー2級）養成研修]
- 就業情報提供（就業支援バンク）  
希望する雇用条件等を登録し、母子家庭の母等に電話やFAX等を活用して求人情報を提供
- 所在地 大津市におの浜4丁目3-26（滋賀県母子福祉施設「のぞみ荘内」）  
TEL 077-527-4800 FAX 077-527-4851

#### 注6 児童扶養手当現況届け

毎年8月1日現在における受給資格、生計維持関係、所得の確認を行い、8月分から翌年7月分までの手当の額を決定するために、児童扶養手当受給資格者が8月1日から8月31日までにを行う手続き。

#### 注7 自立支援教育訓練給付金（平成17年度）

母子家庭の母が、県または市が指定した職業能力開発のための教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、受講料の一部（40%：上限20万円）を支給。

## [支 援 策]

取組項目	内 容	対 象
母子家庭等就業・自立支援センターの活用	母子家庭等就業・自立支援センター(注5)において就業相談、講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを提供します。 <b>当センターの取り組みによる年間就業者数</b> H17年度 57人 → H21年度 80人	母子家庭 寡 婦
ハローワークと連携した就業支援	○ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいてハローワークの求人情報を積極的に提供します。 ○ ハローワークと連携して、就職のための基本的な心構え等を学ぶ「就職セミナー」を開催します。 ○ 児童扶養手当現況届け(注6)時などを利用して、ハローワークと連携した就職相談を実施します。	母子家庭 寡 婦
能力開発への支援	○ 能力開発のための受講費用や、受講期間中の生活費を助成する給付金制度が、全市において実施されるよう働きかけます。 H17年度 H21年度 <b>自立支援教育訓練給付金(注7)</b> 10市 → 13市 <b>高等技能訓練促進費(注8)</b> 6市 → 13市 ○ 母子家庭を対象としたプレ訓練付き職業訓練(注9)の定員と科目の拡充を検討します。	母子家庭

## 注8 高等技能訓練促進費（平成17年度）

母子家庭の母の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上、県または市が指定した養成機関で修業する場合に一定期間（修業期間の最後の1/3の期間：上限12ヶ月）の生活費（月額10万3千円）を支給。

## 注9 プレ訓練付き職業訓練（平成17年度）

就労経験のないまたは就労経験に乏しい母子家庭の母の能力開発を促進するため、公共職業訓練受講の準備段階として、意識啓発等を目的としたプレ訓練（4～5日程度）を実施し、実際に職業に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練（3ヶ月）の受講に移行する訓練。

### [現状と課題]

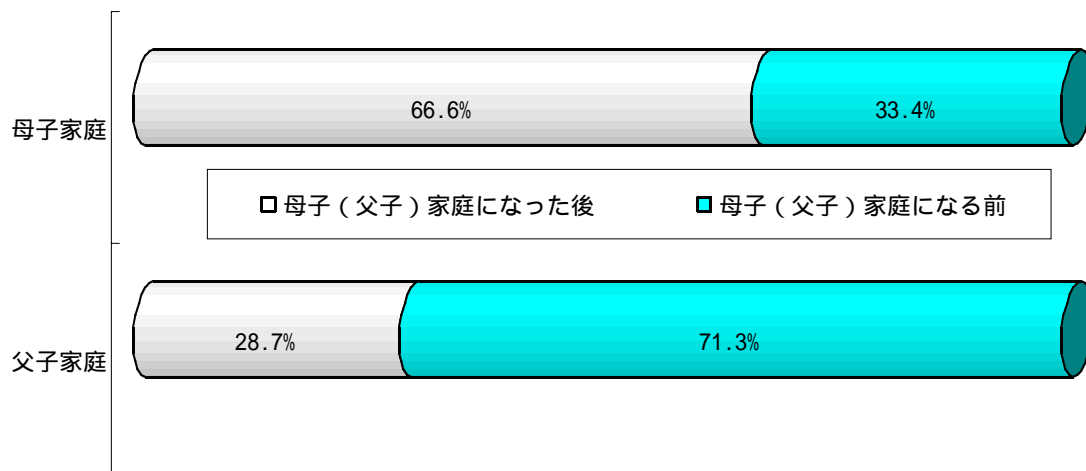
○ 実態調査によると、母子家庭の母は、母子家庭になった後に転職した割合が66.6%を占めています。

また、就職活動の問題点として、「求人自体が少なかった」としている方が、23.0%を占めています。



◎ 企業・団体等が、母子家庭の特別な事情を理解し、採用について積極的に取り組んでもらえるよう、雇用のための支援が必要です。

現在の仕事に就いた時期



**[支 援 策]**

取組項目	内 容
<b>企業・団体等における雇用の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企業・団体の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供していただくよう要請します。</li><li>○ 県の非常勤職員等の求人情報を、母子家庭等就業・自立支援センターに提供します。</li><li>○ また、市町の非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターに提供してもらうよう要請します。</li><li>○ 母子福祉団体が取り組む、県の公共施設における食堂や売店の設置について協力します。 また、市町に同様の協力を要請します。</li><li>○ 県は、事業主が非常勤等で採用した母子家庭の母を常用雇用に移行した場合に、奨励金を支給します。 (常用雇用転換奨励金<sup>(注10)</sup>)</li></ul>

**注10 常用雇用転換奨励金（平成17年度）**

母子家庭の母を新たに非常勤等で採用後、研修・訓練を実施したのちに、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用契約）に移行し、6ヶ月以上雇用した場合に、事業主に奨励金（母子家庭の母1人当たり30万円）を支給。

## 2 経済的支援

### [現状と課題]

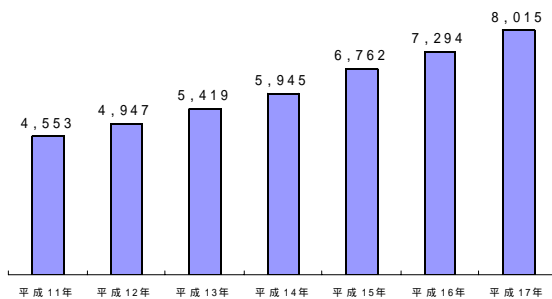
○ 実態調査によると、母子家庭の年間収入は279万円で、一般世帯（589万円）に比べ約1/2と低い水準にあります。

また、養育費の取り決めがされているのは46.4%で、そのうち、現に養育費を受給しているのは48.3%という状況にあります。

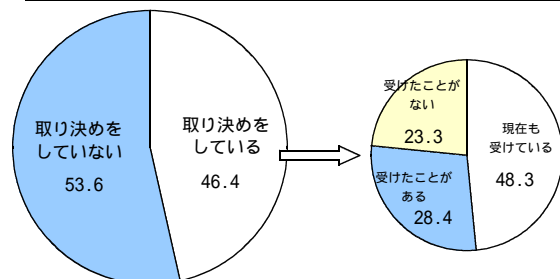


○ 家計収入が低いひとり親家庭等については、児童の養育に関わる教育費や医療費の支援が必要です。

児童扶養手当受給者数の推移



養育費の取決・取得状況（母子家庭）



#### 注11 児童扶養手当（平成17年度）

父と生計をともししていない児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童）の母または母にかわってその児童を養育している方に、児童の健全育成と自立の促進を図るために支給する手当。

#### 注12 福祉医療費助成（平成17年度）

母子家庭、父子家庭の保護者やその児童またはひとり暮らし寡婦の方が、医療費に要した健康保険法等による自己負担分について助成（県は、市町が助成した1/2を市町に助成）。

## [支 援 策]

取組項目	内 容	対 象
児童扶養手当の給付	<p>児童の健やかな成長を目的として、児童扶養手当(注11)を支給します。</p> <p>・平成16年度実績 8,015世帯／893,714千円(県・市町負担分) 児童数／12,683人</p>	母子家庭
福祉医療費の助成	<p>ひとり親家庭等の医療保険の一部負担金等を公費助成(注12)する市町に対して助成します。</p> <p>・平成16年度実績 母子家庭 23,107人(月平均)／352,415千円 父子家庭 1,892人(月平均)／24,513千円 ひとり暮らし寡婦 171人(月平均)／7,679千円</p>	母子家庭 父子家庭 寡 婦
母子家庭等児童奨学金	<p>ひとり親家庭の児童が、高等学校等の入学時に奨励金を支給するため、のぞみ会が設置する基金に出資しています。</p> <p>・平成17年度実績 327人／6,540千円</p>	母子家庭 父子家庭
母子寡婦福祉資金の貸付	<p>母子家庭および寡婦の生活と安定と経済的自立を支援するため、福祉資金の貸付を行います。</p> <p>・平成16年度実績 母子福祉資金新規貸付件数および額 113件／45,234千円 寡婦福祉資金新規貸付件数 5件／2,044千円 貸付額 693,141千円</p> <p>*母子寡婦福祉資金の種類 ①事業開始資金 ②事業継続資金 ③修学資金 ④技能習得資金 ⑤修業資金 ⑥就職支度金 ⑦医療介護資金 ⑧生活資金 ⑨住宅資金 ⑩転宅資金 ⑪就学支度資金 ⑫結婚資金 ⑬特例児童扶養資金(母子家庭のみ) 【①～⑦および⑩、⑬は無利子】</p>	母子家庭 寡 婦
養育費の確保	<p>養育費に関して、国に対し扶養義務の履行を確保する施策のあり方について検討するよう働きかけます。</p>	母子家庭 父子家庭

## 基本目標 3：相談・支援体制および情報提供の充実

### 1 相談・支援体制の充実

#### [現状と課題]

◇ 地域における相談窓口として、母子自立支援員(注13)が各福祉事務所に設置されている他、母子家庭や寡婦の方の生活相談や支援にあたるため、県は420名の母子福祉推進員(注14)を配置していますが、個人情報の保護に伴い、母子福祉推進員の活動が制約されるケースも増えてきているという意見があります。

* 母子自立支援員	県（地域振興局等）	6人	
	市（13市）	15人	計 21人配置

◇ 県内唯一の母子福祉団体である「のぞみ会」は、母子寡婦福祉の増進のために自主的な活動を行うだけでなく、県などと連携した相談、支援に積極的に取り組み、その役割はますます重要になるという意見があります。

◇ 平成17年8月より、月1回弁護士による養育費等の無料法律相談を実施したところですが、希望者が多い状況にあります。



◎ 母子福祉推進員や母子福祉団体が、母子家庭にとって相談しやすいものになるよう促進する必要があります。

#### 注13 母子自立支援員

母子家庭および寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行う者。

#### 注14 母子福祉推進員

母子自立支援員の協力者として、地域の母子家庭および寡婦の相談指導や情報提供を行う者。

#### 注15 母子生活支援施設

離婚、その他の事情により、母子家庭となった母と子どもの自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け、就労を含めた生活安定のための援助、子どもの養育援助を行う施設。

#### 注16 貸付金利子補給（平成17年度）

のぞみ会が、母子家庭や寡婦の方の経済的自立を促進するため、母子寡婦福祉資金の償還金期限内納付者に償還金利子分を交付。県は補助金を交付。

## [支 援 策]

取組項目	内 容	対 象
母子自立支援員・母子福祉推進員の活動	<p>○ 母子自立支援員は、母子家庭や寡婦の実情に応じた精神的支援を行うとともに、生活の安定や自立のための支援など様々な相談に応じます。</p> <p>○ 母子家庭や寡婦の方への支援制度を紹介するチラシを、児童扶養手当の現況届け時に配布するなど、母子家庭や寡婦の方から母子福祉推進員に相談しやすい環境を整えます。</p> <p>○ ひとり親家庭等からの相談に的確に対応できるよう、母子自立支援員や母子福祉推進員への効果的な研修を実施します。</p>	母子家庭 寡 婦
母子福祉団体との協働	<p>① 母子家庭等就業・自立支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談／相談件数 延312件</li> <li>・就業促進活動／就業者数 57人</li> <li>・母子福祉担当職員研修等／年4回実施</li> <li>・就業支援講習会／ホームヘルパー2級修了者28人</li> <li>・情報提供／513件</li> </ul>	母子家庭 寡 婦
	<p>② 母子生活支援施設(注15)コーポのぞみ運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所世帯／232世帯(定員20世帯)</li> </ul>	母子家庭
	<p>③ 日常生活への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣回数／延356日(対象世帯13世帯)</li> </ul>	母子家庭 父子家庭 寡 婦
	<p>④ 土・日・夜間電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数／延303件</li> </ul>	母子家庭 父子家庭 寡 婦
	<p>⑤ 貸付金利子補給(注16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数／241件 334千円</li> </ul>	母子家庭 寡 婦
	<p>⑥ レストラン等運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17か所(内、県立施設7か所)</li> </ul> <p>(注：①～⑤は平成16年度実績、⑥は平成17年度実績)</p>	母子家庭 父子家庭 寡 婦
法律相談	<p>弁護士による養育費等の無料法律相談の充実を検討します。</p>	母子家庭 父子家庭 寡 婦

## 2 情報提供の充実

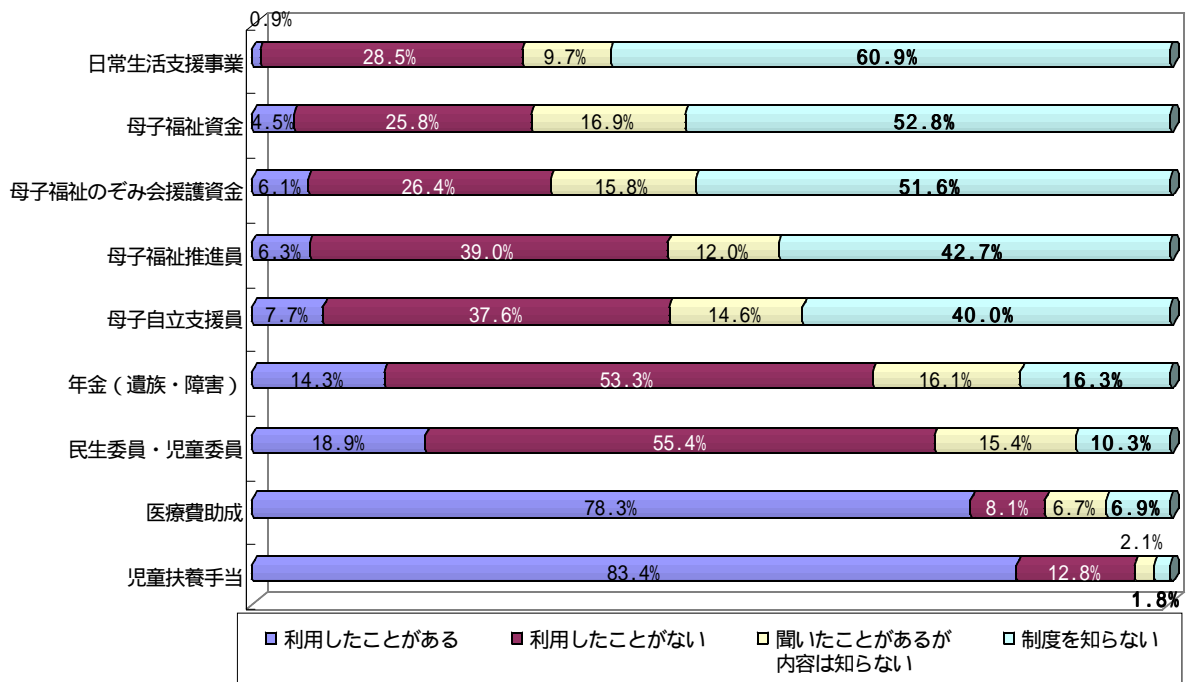
### 【現状と課題】

○ 実態調査によると、児童扶養手当や福祉医療助成以外のひとり親家庭等に対する施策を知らない方が多い状況にあります。



◎ これらの情報が必要とする人に十分に行き渡るよう、情報提供の充実を図る必要があります。

施策の利用状況（母子家庭）



## [支 援 策]

取組項目	内 容	対 象
<p><b>広報活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援策については、パンフレットの配布や、県の広報誌、県提供のテレビやラジオ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、きめ細かな広報を進めます。</li> <li>○ 市町と連携し、児童扶養手当現況届けの際に、支援策を周知します。 また、市町においても積極的に広報するよう助言します。</li> <li>○ 母子福祉団体の広報紙等と連携して、支援策を広報します。</li> <li>○ 民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、研修会等において支援策を広報します。</li> </ul>	<p>母子家庭 父子家庭 寡 婦</p>

## 第5章 計画の推進

- ① （仮称）ひとり親家庭等自立促進会議を設け、当会議と連携し、計画の推進を図ります。
- ② 市町に県計画を積極的に周知します。また、全市において母子家庭等自立促進計画が策定されるよう、必要な助言や調整等の支援を行います。
- ③ 母子福祉団体との情報交換に努め、協働して取り組みます。

# 計画策定の経過

- |          |   |
|----------|---|
| 平成16年8月  | ○第1回滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会の開催<br>・計画策定の背景について<br>・国の基本方針について       |
| 平成16年11月 | ○第2回滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会の開催<br>・計画の基本的考え方について<br>・実態調査項目について     |
| 平成17年12月 | ○関係団体ヒアリング<br>・各地域母子福祉推進員協議会<br>（湖西、大津、彦根、甲賀、湖北ブロック）<br>・家庭相談員連絡協議会 |
| 平成18年1月  |   |
| 平成17年2月  | ○第3回滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会の開催<br>・関係団体ヒアリング結果について<br>・実態調査項目について   |
| 平成17年6月  | ○滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査の実施  |
| 平成17年10月 | ○第4回滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会の開催<br>・実態調査結果報告<br>・重点取り組みについて          |
| 平成17年11月 | ○第5回滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会の開催<br>・計画の概要（素案）について                    |
| 平成17年12月 | ○県民政策コメントの実施（～平成18年1月）  |
| 平成18年1月  | ○第6回滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画策定検討委員会の開催                                      |

# 主な相談機関

## ■ 福祉事務所（母子自立支援員）

名称	所在地	電話番号
東近江地域振興局	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-1300
湖東地域振興局	彦根市和田町41	0749-21-0283
湖北地域振興局	長浜市平方町1152-2	0749-65-6610
大津市福祉事務所	大津市御陵町3-1	077-528-2686
彦根市福祉事務所	彦根市平田町670	0749-23-9590
長浜市福祉事務所	長浜市八幡東町632	0749-65-6514
近江八幡市福祉事務所	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5507
草津市福祉事務所	草津市草津三丁目13-30	077-561-2364
守山市福祉事務所	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1129
栗東市福祉事務所	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0114
甲賀市福祉事務所	甲賀市水口町水口5609	0748-65-0705
野洲市福祉事務所	野洲市小篠原2100-1	077-587-6097
湖南市福祉事務所	湖南市中央1-1	0748-71-2328
高島市福祉事務所	高島市新旭町北畑565	0740-25-8136
東近江市福祉事務所	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5643
米原市福祉事務所	米原市長岡1206	0749-55-8104

## ■ 各町役場

名称	所在地	電話番号
安土町福祉課	蒲生郡安土町小中1-8	0748-46-7207
日野町福祉課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-6573
竜王町健康推進課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-1006
愛荘町社会福祉課	愛知郡愛荘町安孫子825	0749-37-8052
豊郷町福祉保健課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8116
甲良町保健福祉課	犬上郡甲良町在土357-1	0749-38-5151
多賀町福祉保健課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8115
虎姫町福祉生活課	東浅井郡虎姫町五村106	0749-73-4852
湖北町福祉課	東浅井郡湖北町速水2745	0749-78-8300
高月町健康福祉課	伊香郡高月町渡岸寺160	0749-85-6402
木之本町健康福祉課	伊香郡木之本町木之本1757-2	0749-82-5907
余呉町健康福祉課	伊香郡余呉町中之郷2434	0749-86-8100
西浅井町保健福祉課	伊香郡西浅井町塩津浜1759	0749-88-0161

■ 職業安定所

名 称	所在地	電話番号
大津公共職業安定所	大津市中央四丁目6-52	077-522-3773
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広4-37	0740-32-0047
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町字辻村110	0749-62-2030
彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町11-19	0748-22-1020
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町三丁目1-16	0748-62-0651
草津公共職業安定所	草津市野村五丁目17-1	077-562-3720

■ 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

所 在 地：大津市におの浜四丁目3-26（滋賀県母子福祉施設「のぞみ荘」内）

電話番号：077-527-4800

■ 土・日・夜間電話相談

ひとり親家庭等を対象に、生活や子育てなどの悩みや援助に関する電話相談室を開設

「のぞみ相談室」 土・日・祝日も含め年中開設

電話番号：0749-21-1080（午前10時～午後10時）

**滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画**

発行 滋賀県健康福祉部子ども家庭課

---

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3554

FAX 077-528-4854

e-mail : em00@pref. Shiga. lg. jp